平成２２年（フ）第９０２号
千葉県松戸市高塚新田391番地の５　ロイヤルファースト松戸東207号
債務者　塚本　裕治
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９０３号
千葉県松戸市高塚新田391番地の５　ロイヤルファースト松戸東207号
債務者　塚本　久恵
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９１０号
千葉県松戸市常盤平３丁目24番地の１　常盤平公団住宅３街区14棟103号
債務者　神子島多加子（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９１３号
千葉県我孫子市我孫子４丁目23番９―203号
債務者　佐藤　悦康
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９１７号
千葉県我孫子市つくし野２丁目３番12号
債務者　栗又　　健
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９２６号
千葉県我孫子市新木野２丁目11番１号
債務者　黒田　一夫
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９２８号
千葉県流山市三輪野山４丁目18番地の43
債務者　森野登志子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９３３号
千葉県我孫子市中峠1764番地の４　２号
債務者　清水　玲子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９４２号
千葉県我孫子市湖北台７丁目４番６―303号
債務者　森田　　修
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１２３６号
北九州市小倉南区守恒１丁目17番９―102号
債務者　上里　昌子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７１７号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字笹森146番地　笹森ひかりハイツ１番館201号、旧住所岩手県陸前高田市竹駒町字赤畑43番地
債務者　笹野　秀悦
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１３９８号
神戸市中央区元町通６丁目８番18―504号、従前の住所岡山県備前市吉永町吉永中698番地４
債務者　近藤　宏美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２４号
神戸市長田区明泉寺町２丁目１番17―603号
債務者　永井　利博
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２６号
神戸市長田区若松町11丁目１番12　１号棟５階１号室、住民票上の住所神戸市北区花山台21番21号
債務者　阿部　真紀（旧姓浅田）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８６号
神戸市須磨区横尾５丁目１番地の１　69号棟502号
債務者　梅村　奈美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９２号
神戸市兵庫区御崎町２丁目16番25―452号
債務者　松本みどり
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１８３号
名古屋市南区鳴浜町７丁目１番地　第２森市ビル102号
債務者　大橋　麻美
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３４８号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目１番12―1009号
債務者　平沼こと　尹　　秀雄
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部